

保育所（園）・認定こども園等の2号・3号認定の保育料

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)円			
市階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
BOO	市町村民税非課税世帯(特定世帯)	0	0	0	0
BO1	市町村民税非課税世帯(その他)	4,500	4,500	3,300	3,300
CO1	市町村民税課税世帯(特定世帯) 所得割額48,600円未満	5,000	4,950	4,250	4,200
CO2	市町村民税課税世帯(その他) 所得割額48,600円未満	10,500	10,400	9,000	8,900
DO1A	所得割額 48,600円以上～58,200円未満(特定世帯)	8,250	8,150	7,250	7,150
DO1B	48,600円以上～58,200円未満(その他)	16,500	16,300	14,500	14,300
DO2A	58,200円以上～77,101円未満(特定世帯)	11,750	11,600	9,250	9,100
DO2B	77,101円以上～80,400円未満(特定世帯)	23,500	23,200	18,500	18,200
	58,200円以上～80,400円未満(その他)				
DO3	80,400円以上～97,000円未満	29,000	28,600	23,000	22,700
DO4	97,000円以上～119,400円未満	35,000	34,500	24,000	23,600
DO5	119,400円以上～141,800円未満	40,000	39,400	25,000	24,600
DO6	141,800円以上～169,000円未満	43,000	42,300	26,000	25,600
DO7	169,000円以上～182,600円未満	49,000	48,200	27,500	27,100
DO8	182,600円以上～243,500円未満	53,000	52,100	28,000	27,600
DO9	243,500円以上～301,000円未満	55,000	54,100	28,000	27,600
DO10	301,000円以上	57,000	56,100	28,000	27,600

※1 特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等です。

※2 標準時間とは1日の保育利用可能時間が最長11時間、短時間とは最長8時間の認定区分の方です。

※3 年度中にお子さんが3歳（2号認定）となった場合でも、年度末までは3歳未満児（3号認定）の保育料となります。

※4 所得割額の計算には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の税額控除は、保育料算定に含めず、控除前の額で算定します。ただし、調整控除は適用します。